

京都市上下水道局告示第61号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第2項第2号の規定に基づき商号の変更届の提出がありましたので、同規程第31条第1項第4号の規定に基づき告示します。

平成27年2月6日

京都市公営企業管理者  
上下水道局長 水田 雅博

1 届出業者名等

京都府木津川市木津南後背159番18

株式会社 アクア

代表取締役 井上 昌司

2 変更事項

(商号の変更)

今堀水道工業株式会社から株式会社アクアに変更

(上下水道局下水道部管理課)